

緊急措置権

【使用・処分・使用の制限】

- ①対象物－火災が発生せんとし、または発生した消防対象物およびこれらのもののある土地
 - ・行使者－消防吏員・消防団員
 - ・要件－消火・延焼の防止または人命の救助のための必要があるとき
 - ・補償－不要

- ②対象物－延焼のおそれがある消防対象物およびこれらのもののある土地
 - ・行使者－消防長・消防署長・消防団長
 - ・要件－火勢・気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して、延焼の防止のためやむを得ないと認めるとき
 - ・補償－不要

- ③対象物－上記以外の消防対象物および土地
 - ・行使者－消防長・消防署長・消防団長
 - ・要件－消火・延焼の防止または人命の救助のため必要があるとき
 - ・補償－市町村の負担で必要

【消防作業への従事要求】

- ・対象者－火災の現場付近にある者
- ・行使者－消防吏員・消防団員
- ・要件－緊急の必要があるとき
- ・補償－補償は消防法第36条の3による